

MUAMグローバル・ケイマン・トラストー

USバンクローンファンド 米ドル建

毎月分配クラス／資産形成クラス

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

毎月分配クラス／資産形成クラス

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型

(愛称：スマートウェイ)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間 第 11 期

(自 2023年11月 1 日)
(至 2024年10月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、MUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるUSバンクローンファンド米ドル建およびUSバンクローンファンド豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第11期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託	
信託期間	サブ・ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2028年10月11日に終了します。ただし、請求目論見書に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除きます。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがあります。	
運用方針	米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。	
主要投資対象	サブ・ファンド	ピムコ バミューダ バンクローン ファンドAークラスF（USD） ピムコ バミューダ バンクローン ファンドBークラスF（AUD）
	フィーダー・ファンド	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド（M）
	マスター・ファンド	米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等
ファンドの運用方法	ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。 主として外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン、公社債等を実質的な投資を行います。 投資する米ドル建てのバンクローン、公社債等は、原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限りします。 フィーダー・ファンドはマスター・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等を実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。 USバンクローンファンド 米ドル建は実質的な為替変動リスクがないため、為替ヘッジを行いません。 USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジは、米ドル売り・豪ドル買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。	
主な投資制限	各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりです。 （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとします。 （ロ）サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではありません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではありません。 （ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはなりません。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されません。 （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。 （ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。 （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。 （ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。	

	(ヘ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止されます。 (ト) サブ・ファンドは、日本証券業協会により、1973年12月4日に採択された「外国証券の取引に関する規則」(改訂済)第16条第9号に従い、信用リスクを管理する方法として管理会社が定めた合理的な方法に反する取引を行わないものとします。 サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとします。
分配方針	管理会社は、その裁量により、毎月分配クラスについては毎月11日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に、資産形成クラスについては毎年4月11日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができます。 管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はありません。 分配は、分配宣言(同日を含みます。)から5営業日以内に受益者(日本においては、日本における販売会社)に対して行われます。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1万口当たり純資産価格等の推移について

*騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

*1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。

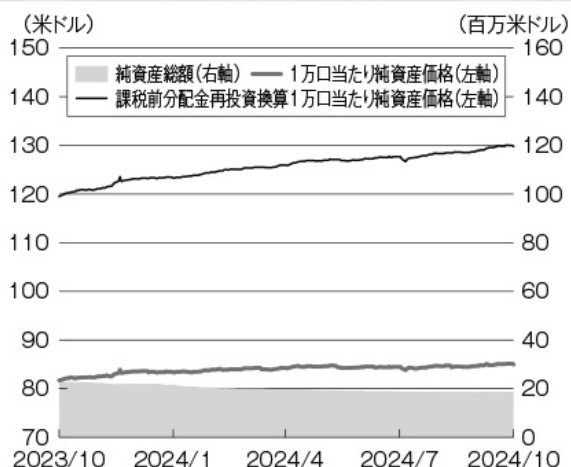
*会計期末の純資産総額および1口当たり純資産価格については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合があります。以下同じです。

*課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

*課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、1万口当たり当初発行価格（米ドル建 毎月分配クラスおよび米ドル建 資産形成クラスは100米ドル、豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラスは100豪ドル）を起点として計算しています。米ドル建 資産形成クラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラスは当期において分配を行っていないため、分配金再投資換算1万口当たり純資産価格の値は、1万口当たり純資産価格の値と同じです。

*サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

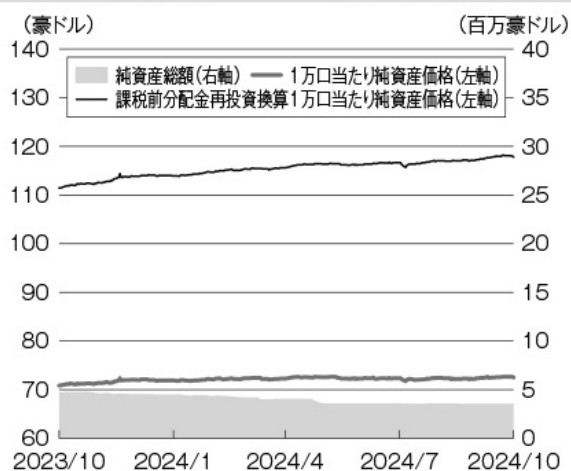
米ドル建 毎月分配クラス



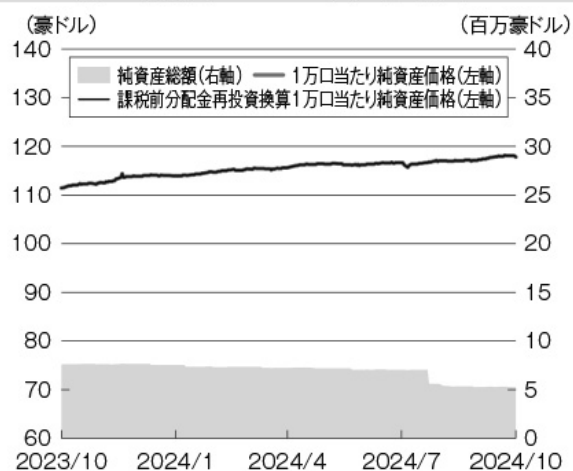
米ドル建 資産形成クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス



		第10期末の 1口当たり 純資産価格	第11期末の 1口当たり 純資産価格	第11期中の 1口当たり 分配金合計額	騰落率 (%)
米ドル建 毎月分配クラス	(米ドル)	0.008172	0.008499	0.00036	8.56
米ドル建 資産形成クラス	(米ドル)	0.011954	0.012977	該当事項なし	8.56
豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス	(豪ドル)	0.007086	0.007248	0.00024	5.75
豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス	(豪ドル)	0.011141	0.011780	該当事項なし	5.74

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<各サブ・ファンド>

米ドル建てバンクローンの利子収入を享受したことや保有する一部のバンクローンの価格が上昇したこと等がプラスとなり、1口当たり純資産価格は上昇しました。

■分配金について

当期（2023年11月1日～2024年10月31日）の1万口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。

なお、下表の「分配金を含む1万口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1万口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドル建 毎月分配クラス>

（金額：米ドル）

分配落日	1万口当たり 純資産価格（注1）	1万口当たり分配金額 （対1万口当たり純資産 価格比率（注2））	分配金を含む1万口当たり 純資産価格の変動額（注3）
2023年11月13日	82.11	0.30 (0.36%)	0.34
2023年12月11日	82.54	0.30 (0.36%)	0.73
2024年1月11日	83.33	0.30 (0.36%)	1.09
2024年2月13日	83.36	0.30 (0.36%)	0.33
2024年3月11日	83.80	0.30 (0.36%)	0.74
2024年4月11日	83.97	0.30 (0.36%)	0.47
2024年5月13日	84.50	0.30 (0.35%)	0.83
2024年6月11日	84.43	0.30 (0.35%)	0.23
2024年7月11日	84.35	0.30 (0.35%)	0.22
2024年8月13日	84.13	0.30 (0.36%)	0.08
2024年9月11日	84.44	0.30 (0.35%)	0.61
2024年10月11日	84.85	0.30 (0.35%)	0.71

（注1）当該分配落日が評価日でない場合には、当該分配落日の直後の評価日における1万口当たり純資産価格とします。下記（注2）から（注4）を含め、以下本「分配金について」において同様とします。

（注2）「対1万口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1万口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1万口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1万口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1万口当たり分配金額

以下同じです。

（注3）「分配金を含む1万口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1万口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1万口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1万口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1万口当たり純資産価格

以下同じです。

（注4）2023年11月13日の直前の分配落日（2023年10月11日）における1万口当たり純資産価格は、82.07米ドルでした。

<米ドル建 資産形成クラス>

該当事項はありません。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス>

(金額：豪ドル)

分配落日	1 万口当たり純資産価格	1 万口当たり分配金額 (対 1 万口当たり純資産 価格比率)	分配金を含む 1 万口当たり 純資産価格の変動額
2023年11月13日	71.04	0.20 (0.28%)	0.04
2023年12月11日	71.36	0.20 (0.28%)	0.52
2024年 1 月11日	72.00	0.20 (0.28%)	0.84
2024年 2 月13日	71.82	0.20 (0.28%)	0.02
2024年 3 月11日	72.14	0.20 (0.28%)	0.52
2024年 4 月11日	72.20	0.20 (0.28%)	0.26
2024年 5 月13日	72.48	0.20 (0.28%)	0.48
2024年 6 月11日	72.44	0.20 (0.28%)	0.16
2024年 7 月11日	72.27	0.20 (0.28%)	0.03
2024年 8 月13日	71.97	0.20 (0.28%)	－0.10
2024年 9 月11日	72.14	0.20 (0.28%)	0.37
2024年10月11日	72.40	0.20 (0.28%)	0.46

(注) 2023年11月13日の直前の分配落日 (2023年10月11日) における 1 万口当たり純資産価格は、71.20豪ドルでした。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス>

該当事項はありません。

■投資環境について

米国バンクローン市況は上昇しました。

米連邦準備制度理事会（F R B）による利下げ観測が高まったこと等を背景に、企業収益の圧迫懸念が後退したこと等がプラスとなり、米国バンクローン市況は上昇しました。

■ポートフォリオについて

＜U Sバンクローンファンド 米ドル建＞

- ・サブ・ファンドは、外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラスF（U S D）への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品に投資を行いました。

＜U Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

- ・サブ・ファンドは、外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラスF（A U D）への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品に投資を行いました。

＜各フィーダー・ファンド＞

- ・フィーダー・ファンドは、ピムコ バミューダ バンクローン ファンド（M）への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品に投資を行いました。
- ・投資先ファンドでは、リスクの取得には慎重な姿勢を維持しながら、投資妙味が高いセクターや銘柄を厳選して投資を行いました。
- ・セクター配分戦略においては、ヘルスケアセクター、航空セクター等を積極姿勢としました。一方で、医薬品セクター、エンターテインメントセクター等を消極姿勢としました。
- ・なお、ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラスF（A U D）は、保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 ③ 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

＜各サブ・ファンド＞

◎今後の運用方針

運用の基本方針にしたがって、引き続き外国投資信託への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品に投資を行います。

＜各フィーダー・ファンド＞

◎運用環境の見通し

米国については、インフレが沈静化し、成長率と雇用の伸びが鈍化するなか、F R Bは2024年9月に利下げを開始しました。大統領選挙を優位に進めているトランプ氏の政策を踏まえれば、米国経済はソフトランディング（軟着陸）する可能性が高いとみていますが、長期的には経済にプラスとなる政策が更なるインフレ圧力を生み出すリスクもあるとみています。今後インフレが再燃すればF R Bは政策金利を据え置く公算が大きいと考えており、状況によっては再び利上げに追い込まれるリスクにも留意する必要がありますとみています。

バンクローン市場においては、デフォルト率が低位で推移するなどファンダメンタルズが改善してきたことはプラス材料となっています。一方で、銀行による融資姿勢の厳格化を背景に景気減速のリスクが残るなか、今後のデフォルト率は緩やかに上昇するとみております。

◎今後の運用方針

- ピムコ バミューダ バンクローン ファンド（M）への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品に投資を行います。
- 運用戦略に関しては、リスクの取得には慎重な姿勢を維持しながら、投資妙味が高いセクターや銘柄を厳選して投資を行う方針です。
- なお、ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラスF（AUD）は、保有外貨建て資産に対し、原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%	管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
受託報酬	各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.01% (ただし、最低報酬額は、年間10,000米ドルとします。)	受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
管理事務代行報酬兼 名義書換事務代行報酬	各サブ・ファンドの純資産総額に対して以下の年率の報酬（ただし、最低報酬額は、月間3,750米ドルとします。）。 USバンクローンファンド 米ドル建／豪ドル建 豪ドルヘッジの純資産総額 料率 5億米ドル／豪ドルまでの部分 年率0.05% 5億米ドル／豪ドルを超え10億米ドル／豪ドルまでの部分 年率0.04% 10億米ドル／豪ドルを超える部分 年率0.03%	管理事務代行報酬および名義書換代行報酬は、信託証書に定める管理事務代行会社兼名義書換代行会社としての業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。
投資運用報酬	各サブ・ファンドの純資産総額の年率1.02% (このうちの年率0.67%以内が副投資運用報酬として副投資運用会社に支払われます。)	投資運用報酬は、関連するサブ・ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資運用会社に支払われます。 副投資運用報酬は、投資運用会社に提供する投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われます。
販売報酬	各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.60%	販売報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.05%	代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表を行い、また、目論見書および運用報告書等を販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用（当期）	USバンクローンファンド 米ドル建	0.44%
	USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ	0.73%
		印刷費用、専門家報酬、保管報酬、登録費用およびその他の費用

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用（当期）」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第11会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第2会計年度末 (2015年10月末日)	230,129,504.56	34,443,483	毎月分配クラス 0.009555 資産形成クラス 0.010094	1.4301 1.5108
第3会計年度末 (2016年10月末日)	183,939,754.77	27,530,263	毎月分配クラス 0.009483 資産形成クラス 0.010410	1.4193 1.5581
第4会計年度末 (2017年10月末日)	170,372,142.51	25,499,599	毎月分配クラス 0.009389 資産形成クラス 0.010706	1.4053 1.6024
第5会計年度末 (2018年10月末日)	136,183,771.67	20,382,625	毎月分配クラス 0.009186 資産形成クラス 0.010889	1.3749 1.6298
第6会計年度末 (2019年10月末日)	109,566,283.48	16,398,786	毎月分配クラス 0.009022 資産形成クラス 0.011128	1.3503 1.6655
第7会計年度末 (2020年10月末日)	89,301,665.54	13,365,780	毎月分配クラス 0.008581 資産形成クラス 0.011029	1.2843 1.6507
第8会計年度末 (2021年10月末日)	76,181,505.22	11,402,086	毎月分配クラス 0.008614 資産形成クラス 0.011538	1.2893 1.7269
第9会計年度末 (2022年10月末日)	57,575,286.69	8,617,293	毎月分配クラス 0.007912 資産形成クラス 0.011069	1.1842 1.6567
第10会計年度末 (2023年10月末日)	51,151,394.99	7,655,829	毎月分配クラス 0.008172 資産形成クラス 0.011954	1.2231 1.7892
第11会計年度末 (2024年10月末日)	42,699,150.81	6,390,782	毎月分配クラス 0.008499 資産形成クラス 0.012977	1.2720 1.9423
2023年11月末日	50,674,198.62	7,584,407	毎月分配クラス 0.008239 資産形成クラス 0.012096	1.2331 1.8104
12月末日	49,076,831.65	7,345,329	毎月分配クラス 0.008354 資産形成クラス 0.012310	1.2503 1.8424
2024年1月末日	47,865,022.79	7,163,958	毎月分配クラス 0.008335 資産形成クラス 0.012326	1.2475 1.8448
2月末日	46,471,136.79	6,955,335	毎月分配クラス 0.008378 資産形成クラス 0.012434	1.2539 1.8610
3月末日	45,802,770.73	6,855,301	毎月分配クラス 0.008419 資産形成クラス 0.012540	1.2601 1.8769
4月末日	45,104,168.00	6,750,741	毎月分配クラス 0.008424 資産形成クラス 0.012591	1.2608 1.8845
5月末日	44,819,995.33	6,708,209	毎月分配クラス 0.008465 資産形成クラス 0.012698	1.2670 1.9005
6月末日	44,287,332.60	6,628,485	毎月分配クラス 0.008433 資産形成クラス 0.012694	1.2622 1.8999
7月末日	44,089,359.71	6,598,854	毎月分配クラス 0.008450 資産形成クラス 0.012765	1.2647 1.9105
8月末日	42,835,206.87	6,411,145	毎月分配クラス 0.008466 資産形成クラス 0.012835	1.2671 1.9210
9月末日	42,582,567.32	6,373,333	毎月分配クラス 0.008459 資産形成クラス 0.012870	1.2661 1.9263
10月末日	42,699,150.81	6,390,782	毎月分配クラス 0.008499 資産形成クラス 0.012977	1.2720 1.9423

- (注1) 別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝149.67円および1豪ドル＝93.23円によります。以下同じです。
- (注2) 会計期末の純資産総額については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合があります。以下同じです。
- (注3) 各月末日の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものです。そのため、中間計算期間末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがあります。以下同じです。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第2会計年度末 (2015年10月末日)	41,534,338.29	3,872,246	毎月分配クラス 0.009428 資産形成クラス 0.010337	0.8790 0.9637
第3会計年度末 (2016年10月末日)	37,279,831.73	3,475,599	毎月分配クラス 0.009128 資産形成クラス 0.010684	0.8510 0.9961
第4会計年度末 (2017年10月末日)	38,238,379.21	3,564,964	毎月分配クラス 0.008890 資産形成クラス 0.010974	0.8288 1.0231
第5会計年度末 (2018年10月末日)	32,701,947.73	3,048,803	毎月分配クラス 0.008525 資産形成クラス 0.011120	0.7948 1.0367
第6会計年度末 (2019年10月末日)	31,025,450.52	2,892,503	毎月分配クラス 0.008089 資産形成クラス 0.011180	0.7541 1.0423
第7会計年度末 (2020年10月末日)	27,532,483.83	2,566,853	毎月分配クラス 0.007586 資産形成クラス 0.010813	0.7072 1.0081
第8会計年度末 (2021年10月末日)	22,439,283.26	2,092,014	毎月分配クラス 0.007607 資産形成クラス 0.011188	0.7092 1.0431
第9会計年度末 (2022年10月末日)	14,907,926.13	1,389,866	毎月分配クラス 0.006988 資産形成クラス 0.010621	0.6515 0.9902
第10会計年度末 (2023年10月末日)	12,336,284.38	1,150,112	毎月分配クラス 0.007086 資産形成クラス 0.011141	0.6606 1.0387
第11会計年度末 (2024年10月末日)	8,837,303.64	823,902	毎月分配クラス 0.007248 資産形成クラス 0.011780	0.6757 1.0982
2023年11月末日	12,228,200.15	1,140,035	毎月分配クラス 0.007128 資産形成クラス 0.011239	0.6645 1.0478
12月末日	12,207,842.92	1,138,137	毎月分配クラス 0.007202 資産形成クラス 0.011386	0.6714 1.0615
2024年1月末日	12,048,013.20	1,123,236	毎月分配クラス 0.007187 資産形成クラス 0.011395	0.6700 1.0624
2月末日	11,757,142.88	1,096,118	毎月分配クラス 0.007218 資産形成クラス 0.011475	0.6729 1.0698
3月末日	11,571,625.34	1,078,823	毎月分配クラス 0.007235 資産形成クラス 0.011534	0.6745 1.0753
4月末日	11,273,410.84	1,051,020	毎月分配クラス 0.007230 資産形成クラス 0.011558	0.6741 1.0776
5月末日	10,805,165.92	1,007,366	毎月分配クラス 0.007258 資産形成クラス 0.011635	0.6767 1.0847
6月末日	10,649,949.83	992,895	毎月分配クラス 0.007231 資産形成クラス 0.011624	0.6741 1.0837
7月末日	10,654,817.39	993,349	毎月分配クラス 0.007237 資産形成クラス 0.011666	0.6747 1.0876
8月末日	9,212,615.63	858,892	毎月分配クラス 0.007241 資産形成クラス 0.011704	0.6751 1.0912
9月末日	8,833,369.39	823,535	毎月分配クラス 0.007224 資産形成クラス 0.011709	0.6735 1.0916
10月末日	8,837,303.64	823,902	毎月分配クラス 0.007248 資産形成クラス 0.011780	0.6757 1.0982

(2) 分配の推移

下記期間中の期間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

＜米ドル建毎月分配クラス＞

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.00036	0.0539
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	0.00036	0.0539
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	0.00036	0.0539
第5会計年度 (2017年11月1日～2018年10月31日)	0.00036	0.0539
第6会計年度 (2018年11月1日～2019年10月31日)	0.00036	0.0539
第7会計年度 (2019年11月1日～2020年10月31日)	0.00036	0.0539
第8会計年度 (2020年11月1日～2021年10月31日)	0.00036	0.0539
第9会計年度 (2021年11月1日～2022年10月31日)	0.00036	0.0539
第10会計年度 (2022年11月1日～2023年10月31日)	0.00036	0.0539
第11会計年度 (2023年11月1日～2024年10月31日)	0.00036	0.0539

＜米ドル建資産形成クラス＞

該当事項はありません。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス＞

計算期間	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.00060	0.0559
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	0.00060	0.0559
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	0.00048	0.0448
第5会計年度 (2017年11月1日～2018年10月31日)	0.00048	0.0448
第6会計年度 (2018年11月1日～2019年10月31日)	0.00048	0.0448
第7会計年度 (2019年11月1日～2020年10月31日)	0.00024	0.0224
第8会計年度 (2020年11月1日～2021年10月31日)	0.00024	0.0224
第9会計年度 (2021年11月1日～2022年10月31日)	0.00024	0.0224
第10会計年度 (2022年11月1日～2023年10月31日)	0.00024	0.0224
第11会計年度 (2023年11月1日～2024年10月31日)	0.00024	0.0224

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス＞

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建毎月分配クラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	6,687,660,732 (6,687,660,732)	8,488,329,438 (8,488,329,438)	12,685,816,944 (12,685,816,944)
第3会計年度	1,128,322,742 (1,128,322,742)	3,868,356,264 (3,868,356,264)	9,945,783,422 (9,945,783,422)
第4会計年度	1,972,895,771 (1,972,895,771)	2,635,002,735 (2,635,002,735)	9,283,676,458 (9,283,676,458)
第5会計年度	407,152,202 (407,152,202)	2,701,972,620 (2,701,972,620)	6,988,856,040 (6,988,856,040)
第6会計年度	81,778,022 (81,778,022)	1,637,950,560 (1,637,950,560)	5,432,683,502 (5,432,683,502)
第7会計年度	20,579,270 (20,579,270)	680,965,216 (680,965,216)	4,772,297,556 (4,772,297,556)
第8会計年度	531,157 (531,157)	704,081,024 (704,081,024)	4,068,747,689 (4,068,747,689)
第9会計年度	108,984,619 (108,984,619)	735,365,914 (735,365,914)	3,442,366,394 (3,442,366,394)
第10会計年度	9,233,711 (9,233,711)	678,729,892 (678,729,892)	2,772,870,213 (2,772,870,213)
第11会計年度	1,035,175 (1,035,175)	575,323,267 (575,323,267)	2,198,582,121 (2,198,582,121)

<米ドル建資産形成クラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	4,057,687,074 (4,057,687,074)	5,541,449,335 (5,541,449,335)	10,790,080,099 (10,790,080,099)
第3会計年度	1,057,633,488 (1,057,633,488)	3,238,105,461 (3,238,105,461)	8,609,608,126 (8,609,608,126)
第4会計年度	1,923,063,829 (1,923,063,829)	2,760,609,526 (2,760,609,526)	7,772,062,429 (7,772,062,429)
第5会計年度	384,610,637 (384,610,637)	1,545,999,010 (1,545,999,010)	6,610,674,056 (6,610,674,056)
第6会計年度	182,076,034 (182,076,034)	1,351,648,277 (1,351,648,277)	5,441,101,813 (5,441,101,813)
第7会計年度	0 (0)	1,057,415,616 (1,057,415,616)	4,383,686,197 (4,383,686,197)
第8会計年度	9,271,076 (9,271,076)	827,748,507 (827,748,507)	3,565,208,766 (3,565,208,766)
第9会計年度	131,719,831 (131,719,831)	955,991,813 (955,991,813)	2,740,936,784 (2,740,936,784)
第10会計年度	1,113,842 (1,113,842)	358,641,141 (358,641,141)	2,383,409,485 (2,383,409,485)
第11会計年度	6,438,916 (6,438,916)	539,305,617 (539,305,617)	1,850,542,784 (1,850,542,784)

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	1,044,640,023 (1,044,640,023)	556,261,341 (556,261,341)	2,059,195,613 (2,059,195,613)
第3会計年度	443,819,626 (443,819,626)	541,359,647 (541,359,647)	1,961,655,592 (1,961,655,592)
第4会計年度	535,311,139 (535,311,139)	522,828,072 (522,828,072)	1,974,138,659 (1,974,138,659)
第5会計年度	118,879,421 (118,879,421)	461,021,600 (461,021,600)	1,631,996,480 (1,631,996,480)
第6会計年度	266,668,772 (266,668,772)	244,333,450 (244,333,450)	1,654,331,802 (1,654,331,802)
第7会計年度	0 (0)	110,698,774 (110,698,774)	1,543,633,028 (1,543,633,028)
第8会計年度	0 (0)	231,619,008 (231,619,008)	1,312,014,020 (1,312,014,020)
第9会計年度	0 (0)	360,540,403 (360,540,403)	951,473,617 (951,473,617)
第10会計年度	836,601 (836,601)	282,263,135 (282,263,135)	670,047,083 (670,047,083)
第11会計年度	135,008 (135,008)	176,784,464 (176,784,464)	493,397,627 (493,397,627)

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	939,308,356 (939,308,356)	599,595,190 (599,595,190)	2,139,807,275 (2,139,807,275)
第3会計年度	212,886,458 (212,886,458)	539,466,303 (539,466,303)	1,813,227,430 (1,813,227,430)
第4会計年度	547,536,518 (547,536,518)	475,637,081 (475,637,081)	1,885,126,867 (1,885,126,867)
第5会計年度	156,309,225 (156,309,225)	351,856,562 (351,856,562)	1,689,579,530 (1,689,579,530)
第6会計年度	14,964,130 (14,964,130)	126,355,206 (126,355,206)	1,578,188,454 (1,578,188,454)
第7会計年度	24,090,647 (24,090,647)	139,006,815 (139,006,815)	1,463,272,286 (1,463,272,286)
第8会計年度	47,559,434 (47,559,434)	397,324,709 (397,324,709)	1,113,507,011 (1,113,507,011)
第9会計年度	35,699,928 (35,699,928)	371,600,631 (371,600,631)	777,606,308 (777,606,308)
第10会計年度	19,734,271 (19,734,271)	116,268,480 (116,268,480)	681,072,099 (681,072,099)
第11会計年度	251,966 (251,966)	234,702,228 (234,702,228)	446,621,837 (446,621,837)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの経理状況

(i) MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.67円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローンファンド 米ドル建の受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、本財務書類は、USバンクローンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）の2024年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2024年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により発行された、（国際独立基準を含む）職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として考えた場合、財務書類の公表日または財務書類が公表可能となる日から一年以内にサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に関して重要な疑義を提起する条件または事象があるかどうかについて評価し、清算ベースの会計処理がサブ・ファンドにより用いられない限り、当評価に関する事象を適宜開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、受託会社のためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2025年2月27日



Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of U.S. Bank Loan Fund USD, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of U.S. Bank Loan Fund USD (the Sub-Trust) as at October 31, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.



Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 27, 2025

① 貸借対照表

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 米ドル建
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

資産負債計算書

2024年10月31日現在

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：46,406,826米ドル）	42,597,703	6,375,598
現金	510,786	76,449
未収金：		
投資有価証券売却	10,098	1,511
その他の資産	633	95
資産合計	43,119,220	6,453,654
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	10,097	1,511
未払印刷費用	192,845	28,863
未払販売報酬	89,970	13,466
未払専門家報酬	39,588	5,925
未払投資運用報酬	34,316	5,136
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	13,309	1,992
未払保管報酬	8,118	1,215
未払代行協会員報酬	7,498	1,122
未払管理報酬	1,632	244
未払登録費用	1,216	182
その他の負債	21,480	3,215
負債合計	420,069	62,872
純資産	42,699,151	6,390,782
純資産		
資産形成クラス	24,013,660	3,594,124
毎月分配クラス	18,685,491	2,796,657
	42,699,151	6,390,782
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	1,850,542,784 口	
毎月分配クラス	2,198,582,121 口	
	米ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.012977	2
毎月分配クラス	0.008499	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

② 損益計算書

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクローンファンド 米ドル建
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 損益計算書
 2024年10月31日に終了した年度
 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	4,072,335	609,506
費用		
投資運用報酬	471,596	70,584
販売報酬	277,410	41,520
印刷費用	105,659	15,814
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	58,855	8,809
専門家報酬	58,261	8,720
代行協会員報酬	23,118	3,460
管理報酬	18,494	2,768
保管報酬	13,151	1,968
受託報酬	10,111	1,513
登録費用	1,524	228
その他の費用	11,181	1,673
費用合計	1,049,360	157,058
投資純利益	3,022,975	452,449
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(3,384,321)	(506,531)
実現純損失	(3,384,321)	(506,531)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	4,209,637	630,056
未実現評価益の純変動	4,209,637	630,056
実現および未実現純利益	825,316	123,525
運用による純資産の純増加	3,848,291	575,974

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 米ドル建
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
純資産変動計算書
2024年10月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）：		
投資純利益	3,022,975	452,449
実現純損失	(3,384,321)	(506,531)
未実現評価益の純変動	4,209,637	630,056
運用による純資産の純増加	3,848,291	575,974
受益者への分配	(866,293)	(129,658)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(11,434,242)	(1,711,363)
純資産の純減少	(8,452,244)	(1,265,047)
純資産		
期首	51,151,395	7,655,829
期末	42,699,151	6,390,782

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	6,438,916 口		1,035,175 口	
買戻し	(539,305,617) 口		(575,323,267) 口	
受益証券口数の純変動	(532,866,701) 口		(574,288,092) 口	
	米ドル	千円	米ドル	千円
金額				
発行	81,396	12,183	8,757	1,311
買戻し	(6,716,569)	(1,005,269)	(4,807,826)	(719,587)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(6,635,173)	(993,086)	(4,799,069)	(718,277)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 –USバンクローンファンド 米ドル建
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 財務ハイライト
 2024年10月31日に終了した年度
 (米ドルで表示)

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.011954	2	0.008172	1
投資純利益*	0.000823	0	0.000553	0
投資による実現および 未実現純利益	0.000200	0	0.000134	0
運用による利益合計	0.001023	0	0.000687	0
受益者への分配	—	—	(0.000360)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.012977	2	0.008499	1
トータル・リターン**	8.56 %		8.56 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	2.29 %		2.29 %	
投資純利益***	6.57 %		6.60 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している（該当する場合）。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2024年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
 個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 米ドル建
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2024年10月31日に終了した年度

1. 組織

USバンクローンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）は、CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間に締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年1月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル（以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「JFSA」という。）に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス（以下、各「クラス」という。）である、資産形成クラスおよび毎月分配クラス（以下、総称して「受益証券」という。）が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストⅡのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAークラスF（USD）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2028年10月11日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2028年10月11日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2023年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2024年10月31日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデオフィケーション（ASC）第946号「金融サービスー投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。

U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は米ドルで計算され、小数点以下第七位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。

サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定—サブ・ファンドは、U. S. G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1—公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。

- ・レベル２－公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル２のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル３に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル３投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

会計基準アップデート（ＡＳＵ）第2015-07号に従い、サブ・ファンドによる実務上の簡便法を用いて評価されるその他の投資会社への投資は、公正価値ヒエラルキーにも投資活動のロール・フォワードにも分類されていない。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配

は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。2024年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ 4,161,586米ドルおよび13,294,493米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2024年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
毎月分配クラス	866,293

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンの最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストⅡの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の金融商品に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストⅡのシリーズ・トラストである。メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドは受託会社として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約およびリバース・レポ契約。

投資先ファンドは、取得時において、S & P グローバル・レーティング（以下「S & P」という。）のCCC格、ムーディーズのCaa3格、またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB格相当以上に維持する。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資を20%まで行うことができる。この場合、投資先ファンドは、米ドル以外の通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政

府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買

収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および/または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。)等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PC」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の

最終回収の保証はするが、P Cには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定（以下「T B A」という。）証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

リバース・レポ契約

投資先ファンドは、リバース・レポ契約を締結する。リバース・レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのないリバース・レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、リバース・レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、P I M C Oによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する

主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップションを売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するもので

ある。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資

先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）買い手がすべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時にコスト負担なしで、早期終了することができる権利の対価として前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2024年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしな）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティを含む様々な要因により決定される。

投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建てで取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、リバース・レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資

先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に従う。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに従う。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会一會計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドから、各評価日に計算され、毎月後払いされる資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）ならびに総資産および取引高に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2024年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2024年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における保管会社

への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。

2024年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2024年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2024年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、（i）公租公課、（ii）ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（iii）支払利息を含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用を含むがそれらに限定されない、管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬および保管報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2025年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2024年11月1日から2025年2月27日までの期間中の受益証券発行金額は305,656米ドルであり、買戻金額は2,567,118米ドルであった。同期間中における分配金額は256,522米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③ 投資有価証券明細表等

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクローンファンド 米ドル建
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 投資有価証券明細表
 2024年10月31日現在
 (米ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 －99.8%			
ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドA－クラス F (USD)	6,376,902	99.8	42,597,703
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価： 46,406,826米ドル)		99.8	42,597,703
負債を上回る現金およびその他の資産		0.2	101,448
純資産		100.0	42,699,151

2024年10月31日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド (M) (以下「マスター・ファンド」という。) の純資産の26.50%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

(ii) MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝93.23円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジの受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、本財務書類は、USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）の2024年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2024年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により発行された、（国際独立基準を含む）職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として考えた場合、財務書類の公表日または財務書類が公表可能となる日から一年以内にサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に関して重要な疑義を提起する条件または事象があるかどうかについて評価し、清算ベースの会計処理がサブ・ファンドにより用いられない限り、当評価に関する事象を適宜開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、受託会社のためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2025年2月27日



Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged (the Sub-Trust) as at October 31, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.



Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 27, 2025

① 貸借対照表

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

資産負債計算書

2024年10月31日現在

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：9,511,525豪ドル）	8,809,882	821,345
現金	104,599	9,752
その他の資産	14,141	1,318
資産合計	8,928,622	832,415
負債		
未払金：		
未払専門家報酬	47,806	4,457
未払販売報酬	20,061	1,870
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	16,140	1,505
未払登録費用	3,066	286
未払代行協会員報酬	1,672	156
未払保管報酬	1,571	146
未払管理報酬	294	27
その他の負債	708	66
負債合計	91,318	8,514
純資産	8,837,304	823,902
純資産		
資産形成クラス	5,261,346	490,515
毎月分配クラス	3,575,958	333,387
	8,837,304	823,902
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	446,621,837 口	
毎月分配クラス	493,397,627 口	
	豪ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.011780	1
毎月分配クラス	0.007248	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

② 損益計算書

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

損益計算書

2024年10月31日に終了した年度

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	843,382	78,629
費用		
投資運用報酬	112,910	10,527
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	91,603	8,540
販売報酬	66,417	6,192
専門家報酬	52,029	4,851
受託報酬	15,269	1,424
代行協会員報酬	5,535	516
保管報酬	5,479	511
管理報酬	4,428	413
登録費用	3,561	332
その他の費用	3,539	330
費用合計	360,770	33,635
投資純利益	482,612	44,994
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(1,066,068)	(99,390)
外貨取引	(19)	(2)
実現純損失	(1,066,087)	(99,391)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	1,216,619	113,425
外貨換算	(1)	(0)
未実現評価益の純変動	1,216,618	113,425
実現および未実現純利益	150,531	14,034
運用による純資産の純増加	633,143	59,028

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
純資産変動計算書
2024年10月31日に終了した年度
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）：		
投資純利益	482,612	44,994
実現純損失	(1,066,087)	(99,391)
未実現評価益の純変動	1,216,618	113,425
運用による純資産の純増加	633,143	59,028
受益者への分配	(135,460)	(12,629)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(3,996,663)	(372,609)
純資産の純減少	(3,498,980)	(326,210)
純資産		
期首	12,336,284	1,150,112
期末	8,837,304	823,902

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	251,966 口		135,008 口	
買戻し	(234,702,228) 口		(176,784,464) 口	
受益証券口数の純変動	(234,450,262) 口		(176,649,456) 口	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
金額				
発行	2,972	277	977	91
買戻し	(2,724,530)	(254,008)	(1,276,082)	(118,969)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(2,721,558)	(253,731)	(1,275,105)	(118,878)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
財務ハイライト
2024年10月31日に終了した年度
(豪ドルで表示)

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	豪ドル	日本円	豪ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.011141	1	0.007086	1
投資純利益*	0.000505	0	0.000315	0
投資による実現および 未実現純利益	0.000134	0	0.000087	0
運用による利益合計	0.000639	0	0.000402	0
受益者への分配	—	—	(0.000240)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.011780	1	0.007248	1
トータル・リターン**	5.74 %		5.75 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	3.27 %		3.28 %	
投資純利益***	4.39 %		4.38 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している（該当する場合）。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2024年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2024年10月31日に終了した年度

1. 組織

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ (以下「サブ・ファンド」という。) は、CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド (旧名称: ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド) (以下「受託会社」という。) およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (以下「管理会社」という。) の間で締結され、ケイマン諸島の信託法 (2011年改訂) に基づき2013年1月18日付信託証書 (随時補足または修正される。以下「信託証書」という。) に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法 (改訂) に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドル (以下「機能通貨」という。) である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (改訂) (以下「ミューチュアル・ファンド法」という。) に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁 (以下「CIMA」という。) に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁 (以下「JFSA」という。) に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス (以下、各「クラス」という。) である、資産形成クラスおよび毎月分配クラス (以下、総称して「受益証券」という。) が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、豪ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド (以下に定義する。) への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストⅡのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF (AUD) (以下「フィーダー・ファンド」という。) にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (以下「投資運用会社」という。) である。

サブ・ファンドの副管理会社は、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (以下「副管理会社」と

いう。)である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2028年10月11日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2028年10月11日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2023年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2024年10月31日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデフィケーション（ASC）第946号「金融サービスー投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。

U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は豪ドルで計算され、小数点以下第7位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価され

る。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。

サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定—サブ・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1—公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格

が用いられる。

- ・レベル２－公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル２のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル３に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル３投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

会計基準アップデート（ＡＳＵ）第2015-07号に従い、サブ・ファンドによる実務上の簡便法を用いて評価されるその他の投資会社への投資は、公正価値ヒエラルキーにも投資活動のロール・フォワードにも分類されていない。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券

の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2024年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ847,292豪ドルおよび4,462,146豪ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2024年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（豪ドル）
毎月分配クラス	135,460

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストⅡの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「P I MCO」という。）である。フィーダー・ファンドは、リスク低減のために米ドル売り・豪ドル買いの為替取引を行うことにより、豪ドル（以下「豪ドル」という。）の米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で豪ドルの為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはP I MCOがヘッジの活用に成功する保証はない。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストⅡのシリーズ・トラストである。メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドは受託会社として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約およびリバース・レポ契約。

投資先ファンドは、取得時において、S & P グローバル・レーティング（以下「S & P」という。）のCCCー格、ムーディーズのC a a 3格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）による

これと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてBー格相当以上に維持する。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資をその純資産の20%まで行うことができる。その場合、投資先ファンドは、かかる米ドル建て以外の有価証券の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき

金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトラanchesに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、F N M Aおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「F H L M C」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。F N M Aは、政府支援企業である。F N M Aは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。F N M Aが発行するパス・スルー証券は、F N M Aの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。F H L M Cは、参加証書（以下「P C」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。F H L M Cは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、P Cには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定（以下「T B A」という。）証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

リバース・レポ契約

投資先ファンドは、リバース・レポ契約を締結する。リバース・レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのないリバース・レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、リバース・レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、P I M C Oによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨

の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定され

る。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップションを売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の

収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）買い手がすべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時にコスト負担なしで、早期終了することができる権利の対価として前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2024年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティを含む様々な要因により決定される。

投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建てで取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元利の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。 バンクロー

ンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元利金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというのではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、リバース・レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例

のない措置を講じるようになっている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託

会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会一会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドから、各評価日に計算され、毎月後払いされる資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）ならびに総資産および取引高に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2024年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬

残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2024年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2024年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2024年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2024年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、（i）公租公課、（ii）ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（iii）支払利息を含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用

を含むがそれらに限定されない、管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬および保管報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2025年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2024年11月1日から2025年2月27日までの期間中の受益証券発行金額は11,930豪ドルであり、受益証券買戻金額は151,920豪ドルであった。同期間中における分配金額は38,961豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③ 投資有価証券明細表等

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
ーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

投資有価証券明細表

2024年10月31日現在

(豪ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 ー 99.7%			
ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラス F (AUD)	1,396,178	99.7	8,809,882
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価: 9,511,525豪ドル)		99.7	8,809,882
負債を上回る現金およびその他の資産		0.3	27,422
純資産		100.0	8,837,304

2024年10月31日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド(M) (以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の3.44%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (豪ドル)	公正価値の サブ・ファンドに おける持分割合 (豪ドル)	純資産比率 (%)
米国財務省債務証券				
米国財務省短期証券				
4.714%* due 11/26/2024	800,000	1,217,478	555,048	6.28
4.586 - 4.661%* due 12/03/2024 - 01/09/2025	2,400,000	3,645,813	444,421	5.03
	3,200,000	4,863,291	999,469	11.31

* 米国財務省債務証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

IV. お知らせ

2024年8月13日付で、ファンドの受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、その商号をCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。